

鵜沼第三地区社会福祉協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、鵜沼第三地区社会福祉協議会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会定款第2条による事業のうち、地域に適応した福祉活動を行い、地域ぐるみで住みよいまちづくりに努力することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する調査、研究
- (2) 地域に適合した、社会福祉事業の計画と実施
- (3) 社会福祉に関する広報、宣伝、啓発
- (4) 関係機関、団体との連携
- (5) 地域内で、各種団体が行う福祉活動の援助
- (6) 地域内の生活課題を受け止め、解決に向けた取り組み
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会会員で、鵜沼第三連合自治会下に居住する者、または、事業所を有する者とする。

(役員)

第5条 1、本会に、次の役員を置き、その員数は内規で定める。

(1) 理事

評議員

2、役員中、本会業務執行の役職者は、次の通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 福祉推進員 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 委員長 若干名
- (7) 副委員長、各委員とも若干名

(役員を選出)

- 第6条 1、理事及び評議員は、本会内規第2条に定める、各種団体において互選し、また、社会福祉に熱意のある者のうちから、前年度会長が委嘱する。
- 2、会長及び副会長は、理事会において互選する。
 - 3、福祉推進員は、理事の中から会長が推薦し理事会において選任する。
 - 4、会計は、理事の中から選出し、会長が委嘱する。
 - 5、監事は自治会長または、それに準ずる者から選出され、評議員の資格を離れる。
 - 6、委員長、副委員長は、理事・評議員の中から会長が委嘱する。

(役員任期)

- 第7条 1、役員任期は選出された定期総会から1年後の定期総会までの1年とする。
- 2、役員再任については、これを妨げない。
 - 3、補欠補充により、就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4、役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、役員選出業務を含めてその業務を行う。
 - 5、他の役職をもって役員になった者の任期は、在任期間とする。

(役員職務)

- 第8条 1、会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ定めた順位の副会長が、その職務を代行する。
 - 3、福祉推進員は、会長が執行する業務を補佐して、本会の委員会事業推進の役割を果たすとともに、市社協及び他地区との交流に努め情報を収集する。
 - 4、会計は、本会の経理に当たる。
 - 5、監事は、本会の業務及び会計の執行状況を監査する。
 - 6、委員長・副委員長は、所属委員会の事業を企画し、その執行の責を負う。
 - 7、理事は、理事会を組織して本会の会務に関する議案を審議し、また、各委員会に所属して各事業執行の責を負う。
 - 8、評議員は、総会に出席して提出された議案を審議し、また、各委員会に属して、各事業推進の任に当たる。

(顧問)

- 第9条 1、本会に、顧問を置くことができる。
- 2、顧問は、会長の推薦により、理事会の承認を得て定める。
 - 3、顧問は、必要に応じ意見を具申することができる。

(機関)

第10条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 委員会

(総会)

- 第11条 1、総会は、定期総会と臨時総会とする。
- 2、定期総会は、毎年1回、臨時総会は、会長が必要と認める場合に開く。
 - 3、総会は、新年度の理事・評議員と前年度の理事と合同で行う。
 - 4、総会は、役員過半数以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。委任状はこれを出席とみなす。
 - 5、総会には、議長を置き、そのつど理事・評議員の中から互選して定める。
 - 6、総会の議事は、出席した役員過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 7、総会では、次の事項を審議する。
 - (1) 地区社協の方針及び運営に関する事項
 - (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (4) 諸規定の制定及び改廃に関する事項
 - (5) その他、会長が必要と認めた事項

第12条は総会に統合により廃止する。

(理事会)

第13条 1 理事会は、会長・副会長・理事・福祉推進員及び委員長で構成する。

2、理事会は、会長が招集する。

3、理事会は、会長が司会し運営する。

4、理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会で議決した事項の企画・執行に関する件

(2) 総会に提出すべき議案

(3) 各委員会より提出された執行に関する事項

(4) その他、会長が付議した事項

5、理事会は、必要な時に開催する。

(委員会)

第14条

1、本会の事業を推進するため、本会に委員会を置くものとする。

2、委員会は、総務委員会・広報委員会・友愛委員会・ふれあい委員会とし、理事及び評議員は、そのいずれかに所属する。また、会長が必要と認める場合は、その都度その他の委員会を置くことができる。

この委員会の委員は、理事・評議員が先の4委員会と重複して就任する。

また、会長が必要と認める場合は一般会員から選任できる。

3、各委員会の役割は、おおむね次の通りとする。

(総務委員会)

地区社協の運営全般、会員募集と会費徴収及び地区社協総会・理事会等の議案書作成、会議録作成等本会の事務処理全般に当たる。

(広報委員会)

取材及び広報紙「ふれあい」作成・キャラクター「うっぴい」の活用を行い、福祉意識の高揚に努める。

(友愛委員会)

地域の人々と、相互に支えあい助け合えるよう、具体的な事業を行い、安心と豊かさが共有できる地域づくりに努める。

(ふれあい委員会)

鵜沼第三連合地区すべての住民が、種々な形態でふれあいを深める事業の企画・運営を通じ、温もりと安らぎのある、地域づくりに努める。

(経費)

第15条 本会の経費は、次に掲げる収入をもってこれに充てる。

(1) 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会からの、地区社協交付金

(2) 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会からの、メニュー事業助成金

(3) 各区(自治会)からの協力金

(4) 寄付金及びその他の収入

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(会則の変更)

第17条 この会則を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。